

「特別支援教室における指導について」（確認書）について

次年度、特別支援教室の指導を受ける場合には、「令和4年度 特別支援教室における指導について(確認書)」を御提出ください。具体的な指導目標や指導の方向性については、3月の面談のときに具体的にやりとりしたり、御相談したりしていきます。「確認書」は面談の際にお示しします。よろしくお願いします。

(別紙)

北区教育委員会教育長 殿

令和4年度 特別支援教室における指導について（確認書）

特別支援教室は、学校教育法施行規則第140条に規定されている、通常の学級に在籍する知的障害のない自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とする教室です。

特別支援教室において指導を受ける前に、以下の特別支援教室の目的や指導内容等について、ご確認ください。

1 特別支援教室の目的は、最終的には指導開始時に設定した目標を達成し、全ての期間、在籍学級で授業を受けることができるようになることです。そのため、特別支援教室は、原則、長期間利用する場所ではなく、一定の期間の一部の時間に特別な指導を受ける教室です。

2 特別支援教室において、対象の児童・生徒一人一人の状況に応じて作成された個別の指導計画に基づき行う指導は、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服することを目的とした自立活動(*)であり、教科の学習や補習ではありません。

* 例えば、場面にあった挨拶や発言が苦手な児童・生徒に対して、その場に応じた適切な言葉遣いや表現方法を身に付けるために、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習や、体の使い方や姿勢の保持が苦手な児童・生徒に対して、バランス感覚や触覚、運動感覚を高める様々な課題を設けた運動を行うなどの指導内容のこと。

3 対象の児童・生徒が在籍学級において充実した学校生活を送るため、学校では、目標達成に向けて、児童・生徒一人一人の状況に応じて特別な時間割を編成します。

令和 年度 (学校名) の特別支援教室において、月・週 日、月・週 時間の指導(自立活動)を確実に受けてください。

私は、在籍校から、上記の内容の説明や、リーフレット「東京都の発達障害教育」や「北区の特別支援教育」等の配布及び説明を受け、了解しました。

なお、特別支援教室での学習活動(自立活動)については、指導を受ける子ども本人も理解しています。

令和 年 月 日

(児童・生徒氏名) _____

(保護者氏名) _____

特別支援教室は、教科学習や補習指導をするところではありません。「自分に合った学習方法を見つけたり、自分に合った目標を設定したりして(自分の困難さに応じてやり方を工夫したりして)、達成感を感じて肯定的な自己理解ができるように指導していく学習の場です。

「～な支援があれば…
～の工夫をすれば…
～のようなやり方をすれば…
～ができる。」というような具体的な目標を立てます。目標を達成できたときには、指導終了となります。指導終了後も特別支援教室の学びの成果を生かしながら、在籍学級を中心に、必要な支援を実施します。

ここでは、「自立活動」の例が示されています。

お子さんの次年度の指導目標や指導内容、指導終了の見込みなどについては、面談のときに御説明させていただきます。

「リーフレット『東京都の発達障害教育』や『北区の特別支援教育』等の配布及び説明を受け、了承しました。」とあります。

新規申し込みの際に提示していますが、3月の面談で改めて令和3年度版のリーフレットを提示させていただきます。

お子さんも次年度、特別支援教室での学習(自立活動)をすることを受けておこなうことが必要です。

令和4年度版からは、押印の必要はなくなりました。